

平成20年度 第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会議録

日時：平成20年5月16日（金）

午前10時～

場所：文京区役所庁議室

文京区企画政策部広報課

平成 20 年度第 1 回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日 時 平成 20 年 5 月 16 日（金） 午前 1 0 時

場 所 庁議室

出席者 審議会委員： （会長）内山忠明、
（委員）諸岡健至、木元武一、細山利昭、鈴木富佐子、中山泰一
区職員 小祝副区長、青山企画政策部長、齊藤企画政策部広報課長、
須藤福祉部介護保険課長

1 開会

齊藤広報課長 本日は、筒井委員、橋本委員が欠席というご連絡いただいております。本日の審議会は、審議会条例第 7 条 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、成立していることをご報告いたします。

本日は、諮問案件 1 件の審議を予定しております。また、文京区情報公開条例及び文京区個人情報の保護に関する条例に基づく各制度の実施状況の報告、その他の報告をさせていただく予定でございます。

2 諮問書交付

齊藤広報課長 それではまず、副区長から諮問書をお渡しさせていただきたいと思っております。

小祝副区長から内山会長へ諮問書伝達

3 副区長あいさつ

齊藤広報課長 それでは、小祝副区長から挨拶をいただきたいと思っております。

小祝副区長 おはようございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

平素から文京区政の進展のために、ひとかたならぬご尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議会委員の皆様方には、これまで情報公開あるいは個人情報保護制度の運営について、多

くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日ご報告いたします情報公開の運用状況を見ましても、文京区はほかの区に比べましても、公開請求の件数が非常に多いという状況にあります。区民の方々の区政に対する関心の高さを反映しているのではないかとと思われるところでございます。

そうした関心にこたえる仕組みの一つとして、情報公開制度があると考えております。この審議会のご意見を伺うことによって、公開制度をより円滑に、またより適正に運営することができるものと感謝しているところでございます。

また、本日、諮問させていただく案件は、個人情報の目的外利用に関するものでございますが、近年、業務委託など業務形態が多様化してきております。それに伴って、個人情報の利用方法も複雑になってきており、本日諮問させていただく案件も東京都の事務を区が受託事務として行うに当たり、区の保有する個人情報を目的外に利用するというものでございます。個人情報は収集目的に沿って利用するというのが基本的かつ最良の利用方法であり、また保護手段でもございまして、個人情報を区にゆだねている区民の信頼にこたえるものと考えております。

一方で、区民福祉の向上という行政目的を実現するための例外的利用という場合もございませう。こうした場合、私どもとしてはどちらに重きを置くかという困難な判断をすることになります。本件につきましても、私どもの判断が適切になされるよう、個人情報の保護と適正な利用あるいは活用の見地から、事案に対する忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

また、今後も困難なご審議をお願いすることがあろうかと思いますが、どうぞ今後ともよろしくご意見申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 副区長は所用がございませうので、ここで退席をさせていただきますので、どうぞよろしくご意見いたします。

4 議事開始

(1) 平成20年度諮問第1号の審議

齊藤広報課長 それでは、これからの進行を内山会長をお願いいたします。

内山会長 それでは、お手元でございます次第に基づきまして、会の運営をさせていただきますと存じます。

次第の3までが終了したということでございませうので、早速、4 議事、平成20年度諮問第1号の審議に入らせていただきたいと思います。

まず、この諮問第1号について、広報課長さんからご説明をいただけるということでございます。よろしくお願いいたします。

それから、ご発言はすべて着席の上でお願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、説明に入る前に今日は資料をお手元に配らせていただいておりますので、資料のご確認をお願いいたします。

先ほどの諮問書、会長にお渡ししたものの写しをお手元にお配りしました。それから、資料でございますが、提出資料一覧という資料がございます。これに沿って申し上げさせていただきたいと思います。

資料第1号から第3号まで、これが諮問案件に係る資料でございます。

続きまして、資料の第4号、5号が情報公開制度にかかわる報告案件でございます。続きまして、資料第6号から資料第11号まで、これが個人情報保護制度にかかわる報告案件でございます。

そして、最後に資料第12号でございますが、これは平成19年度の不服申立ての処理状況ということにとりまとめた資料でございます。

以上の内容の資料を配らせていただいております。お手元よろしいでしょうか。

また、本日は諮問案件についての説明のため、福祉部介護保険課長が同席しておりますので、ご紹介いたします。須藤介護保険課長でございます。

須藤介護保険課長 須藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 同じく介護保険課の宮下担当係長でございます。

宮下係長 宮下でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、諮問案件について簡単にご説明いたします。具体的な説明は先ほど申し上げました資料に基づきまして、介護保険課長が説明をさせていただきます。

今回諮問させていただいているのは、平成20年度東京都シルバーパス事業の経過措置を実施するに伴いまして、個人情報の目的外利用についてご審議を願うものでございます。23区、それから都下すべての市町村の協力を得まして、東京都が本事業の激変緩和措置を平成20年度も実施するため、介護保険業務において保有する個人情報、これを活用しようというものでございます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

それでは、介護保険課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

須藤介護保険課長 それでは、資料第1号、第2号等に沿ってご説明を申し上げます。

「東京都シルバーパス事業経過措置実施にかかわる事務事業の委託について」ということで、

このシルバーパス事業は東京都の事業でございますが、本人の費用負担額は区市町村民税が非課税の方は1,000円、課税の方は2万510円という規定となっております。

平成16年度、それから平成17年度におきまして税制改正がございまして、課税基準が引き下げられたため、それまで1,000円でパスの発行を受けていた方が2万510円の費用負担になる場合が発生しました。そのため、東京都は激変緩和措置として当該年度の区民税が課税であっても、平成17年度が非課税であることを証明して、費用負担額1,000円でパスの交付を受けることができる経過措置を平成18年度、19年度と実施し、今年度も実施する予定であるということでございます。

事務事業の委託の経過でございますが、経過措置にかかわる事務事業の区への委託については、平成19年度、昨年度から特別区の介護保険担当課長会及び高齢福祉課長会において事業協力を提案されておりました。その後、今年度に入りまして、4月15日の特別区介護保険担当課長会において、この委託契約については受けるということで合意をしたところでございます。個人情報を利用する対象となる方は昭和14年4月1日以前に生まれた方、それは70歳以上の方ということでございます。そして、平成17年度の区民税が非課税かつ平成20年度区民税が課税の方ということです。

個人情報の項目ですが、対象者の氏名、住所、生年月日、そして所得段階区分、これは介護保険の保険料を賦課する段階区分ですけれども、その段階、それから宛名及び住所といったものが対象となっております。対象者としましては、3,500人程度を予想しております。

4番目、委託契約の内容ですけれども、介護保険システムのデータを利用し、対象者を抽出して対象者リストを作成いたします。そして対象者に対して、所要の事項を通知する書面、確認書ということで別紙をつけておりますけれども、それを作成し、送付いたします。委託事務については、高齢福祉課が所管するということになっております。

裏面ですけれども、抽出対象者ですが、17年度は非課税である方、そして20年度は課税である方、この両方の条件が重なった方の抽出でございます。この方々、約3,500人について抽出いたしまして、確認書を作成しお送りします。それをご本人はパスを申請する際にご利用いただきまして、購入ができるということになります。

右上のほうに委託事務の実施理由が3点まとめてありますけれども、まず1点目、パス発行手続の際に非課税を確認できる書類として活用している平成17年度の介護保険料の納入決定通知書は、もう既に3年たっておりますので、多くの方は紛失していらっしゃる。そこで新たに17年度の非課税証明書を取得する必要が生じる。これは税務課のほうで取ることができるもの

ですけれども、改めてこういった手続が必要になります。

2点目として、平成17年度の住民税の申告手続を行っていない場合なんですけど、さかのぼってこれを申請し賦課決定を受けることはもうできなくなっておりますので、未申告の方は非課税証明を受けることができなくなっております。

そして3点目、賦課決定を受けている場合でも、17年度非課税証明書の発行に当たっては、税務課窓口のみの対応となります。これはその後の18年度以降であれば、区民サービスコーナーでも受けることができますが、17年度分は本庁のみの対応となりますし、手数料の負担も生じるということもございます。

以上から、全体を勘案し、ご利用者の方の利便性を考慮したものでございます。

次のページが予定している確認書の様式でございます。お年寄りの中には一時的にご家族のところいらっしゃる方もありますので、あて先が対象者と別の場合には括弧内は現在の送付先、下にご本人様のお名前としまして、「シルバーパス交付手続確認書」という内容でお送りすることになります。

資料第2号にまいりますけど、これは東京都の福祉保健局から区市町村長に向けての委託事務の依頼文でございます。

そして、資料第3号は、委託の根拠となる要綱ということになります。

以上です。

内山会長 ありがとうございます。

ご意見をいただくことになるんですけど、その前にちょっと私のほうから確認をさせていただきたいんですけども、この諮問の趣旨ですが、これは個人情報保護条例の14条の2項4号に基づくものということになるんですか。

齊藤広報課長 14条ですね。

内山会長 第14条の第2項の第3号だと、もともと諮問はいらないんですよ。区民の福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するという場合にはいらない。ただ、そうではなくて、本件は「前3号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて目的外利用をするということを特に必要であると認めた」、こちらに当たる、そういうことですね。

齊藤広報課長 本来の文京区の業務ではないということです。

内山会長 そうですね。委託を受けたので文京区が業務として行うわけですよ。それは法令等というのではなくて、委託契約だから法令とは違うからという意味で4号に当たる。つま

り、審議会が不同意ということになれば、事業が実施できないし、同意ということになればする。

齊藤広報課長 はい、そういうことです。

内山会長 それから、もう一つ、第14条の3項にあるのですけれども、目的外利用したときは、その旨を本人に通知しなければならないという規定がある部分についても運営審議会の意見を聞いて、実施機関が特に通知する必要はないと認めたときはこの限りではない。このことについての審議もいただくと。まず情報を目的外に利用するということが適正かどうかということについてのご意見と、その情報を目的外で使用したことについてご本人に直接ご通知申し上げる必要はないだろうと、その2点についての意見を伺って、ここで答申をさせていただくということだということによろしいですね。

それから、東京都からは要綱と実施についてお願いするというふうな文書をいただいている。資料の第2を見ると4月22日付でそのようなことをお願いしますというようなことが文京区長あてに届いているということです。事務事業委託契約締結というのは、別途行うということが書いてありますけれども、その契約自体はまだ行われてはいないんですか。課長会でそういうことでいいだろうということまでは衆議一決したということまでは伺いましたけれども、契約を締結したのかどうか。

須藤介護保険課長 この審議会でご了承いただければ、5月以降に委託契約を締結することになっております。

内山会長 なるほど、わかりました。この審議会の同意がないとその事業自体が進められない、契約が締結できないという状況がある。その中で、あらかじめ審議会の同意を得たい、そういうことです。必要性等については課長さんからご説明いただいたとおりでございます。

ご意見、ご質問、いずれでも結構でございますが、ご発言があればいただきたいと思います。

中山委員 要するに抽出して対象者リストというのをつくった後に、結局その情報は本人だけにいくのであって、東京都に行くわけではないという理解でよかったですか。

須藤介護保険課長 ご本人あてに通知するものでございます。東京都に出すわけではないです。

中山委員 そうすると、結局、抽出作業は区の中でするとしても、その情報自体は、要するに区とご本人だけで完結する話であるということによろしいですか。

須藤介護保険課長 そのとおりです。

中山委員 先ほど会長からのご指摘もありましたが、私も条例第14条2項3号の「法令等の

定めに基づき」というところまでできるのであれば問題はないと思うんですが、やや東京都側の見切り発車的なところも個人的に感じているんですが、こういうことが今年だけでなく、来年、再来年とかも、同じようなことが起きかねないのかしらと思っているところです。

先に立場を申し上げますと、個人情報とは適正に管理されなければいけないし、余りいろいろなものを全部閉じてしまって、区民生活が不便になることはよくないことだと思っていて、例えば今、区立小学校とかで連絡網とかもつくるのにどうかっていうふうな議論が少しずつ起きている。これは逆に言うと区民生活上問題があるのかもしれないから、適正な管理をした上で上手に使うんだと思っています。

それで、今回のケースも区民生活のために必要なのであれば、認められるべき話だと思うんですが、一方で本来の目的でないものに流用することが先行的に毎回続いてしまうとするとよくないと思います。ちょっと長くなりましたが、同じようなことがやっぱりまた起きるんでしょうかというあたりはどうですか。

須藤介護保険課長 お年寄りの方々はなかなか書類をきちんと管理したり、あの窓口です、その窓口ですということに混乱されることもありますので、ご本人方のことを考えればやむを得ないかなという判断をしております。この形がベストなのかどうかということはありませんが、この辺についてはやむを得ないかなというふうに思っているところです。

齊藤広報課長 委員のお話は、今回のケースだけではなくて一般論としてのことも含まれていると思いますが。一般的には区民福祉の向上を図るためといったときには、14条2項3号の法令等の定めに基づく業務であることが原則だろうと思います。

今回4号の運営審議会の意見を聞いて、というのは、本来であれば昨年審議して、それでこれから進めていくというのが流れとしては正しいのかなと思います。それが課長会で提案されて、審議会に諮って同意をしていくという流れですから、先生おっしゃるように、ちょっとそこら辺のところは不適切なのかなという感じはします。ただ、どうしても運営上の問題として事務執行上そういう部分がある。そういう場合でも必ず運営審議会でご意見をいただいくというのが、一つの方策としてはやむを得ないのかなというふうに考えます。

内山会長 来年という話は、それこそ東京都のお考え次第ということでしょうから、東京都がどういうふうに都民に約束するかということでしょうからわかりませんが、昨年も一昨年も同じことはやられたわけですか。

須藤介護保険課長 この確認書については今年度初めてになります。

内山会長 要するに東京都とすると17年度の非課税の方々には低廉な対価でパスを発行する

という制度があるので、それを証明しなさいというだけのことで、証明することは東京都ではできないことだから、各市区町村がする。

本来ならば申請をする方が市区町村から証明をいただいてこのバス事業協会に持って行って、その制度の適用を受けるというのが本来の姿だけれども、70歳を過ぎたご高齢の方にそのような手続を煩わせるよりは、むしろ、区が手続をかわって確認書を作成して、それをご本人に届ける、そういう仕事だということでしょうか。

だから、都とすると見切り発車かどうかということではなくて、都としてはそういう制度をつくただけのことで、そのために後は文京区として協力してあげると70歳以上の方が助かりますよ、という話ですね。

確認書というのは、これは証明発行の手数料は取るのですか。条例上は何の根拠もなしに出す文書ですか。

齊藤広報課長 条例の規定は何もないですね。平成17年度非課税であったという証明ですから、普通でしたら非課税証明書として税務課から出すものです。

内山会長 だとすると有料になりますよね。

齊藤広報課長 そうです。

内山会長 それを無料で出すというような手続にする。

鈴木委員 現状のことを伺いたいですけれども、今現在、もう20年度になっていると思うんですけれども、今使っているものの期限が切れた場合、その次の平成20年度のパスが発行されるまでの間という、まだはっきりしない期間を今使いたいお年寄りの方たちはどうなっているのかというのがわからないんですけれども。

須藤介護保険課長 一斉の切り替えといいますか、更新時期というのが9月に入ってからなんです。今欲しいというときには、半額に減額されるような形の購入の方法になっています。

鈴木委員 そうしますと、都が4月22日にそういう書類を区のほうに渡したということで、今現在使っていられる方にとっては不便な点は出てこないということですか。

須藤介護保険課長 9月までは当然今のままで使えます。今度更新というときに、17年度は非課税でもその後の税制改正で課税になった方は、課税になっているという状態しかないので、2万円余りで買うしかない。だけど、17年度非課税でしたよということが証明されれば、今までどおり1,000円で9月に更新できるということになります。

鈴木委員 そうすることは、今この審議で、この時点で決めることに関して、使っていられる方に対しては不便なことは起きてこないということですか。

須藤介護保険課長 それはないです。

中山委員 このシルバーパスというのは秋から1年間有効のパスが出るんです。ですから、今使っている方は問題が出ないんですね。

鈴木委員 今度新たに使いたいという方に問題が出てくる。

中山委員 それと今使っている方が、秋に更新するときに問題が起きるんです。

内山会長 今使っていないくて、来月から使いたいという人も、それは昨年度の制度で使えばいいだけのことですよね。まだ1,000円も払いたくないからとか2万円払いたくないからということで使っていない方も、明日から使いたいということでも、それはそれで出るという制度ですよね。

鈴木委員 わかりました。

それから、もう一つ、確認書を出した場合に、パスを購入される方というのはどのくらいの割合で出てくると予想されるのでしょうか。

須藤介護保険課長 全体で、昨年度で約1万3,000件の販売ですけれども、その中で、1,000円でお買いになっている方が約1万件ということになっております。今回確認書を交付するのは大体3,000件から3,500件ぐらいだろうというふうに考えております。

鈴木委員 わかりました。

中山委員 これは、該当する3,500人の方に、まずこちら側から先ほどの資料の第1号のところにあるような、こういう確認書が行くということですよ。その確認書を、シルバーパスを発行するときに提示するわけですね。

須藤介護保険課長 そうです。

中山委員 別にこの写しを添付して、申請するわけではない。

須藤介護保険課長 販売の方法は、都内各所にパスの交付の場所をバス協会のほうが設定しまして、そのときに確認書を提示して1,000円で購入できるという流れになっております。

中山委員 わかりました。それから、ここの確認書の文言にあるんですけれども、「寝たきりの状態等でバスの利用が困難な方は」というくだりがあります。介護保険のご担当の方の場合には、この除外者であるかどうかということまでわかってしまうんだと思うんですが、今回に関しては、単に介護保険料の基準がどこかということだけで送付するという理解で合っていますか。

須藤介護保険課長 そうです。

中山委員 そうすると、送ってもらったけれども、これが使えないという人もいるというこ

とですね。でも逆に言うと、それを抽出することはよくないことだと私は思っています。

須藤介護保険課長 状態は変化しますし。

中山委員 そうですね、ですから、要するに該当する人全員に送付する。

もう1点は、この確認書をなくしちゃったらやっぱり同じ問題が起きるんでしょうか。

須藤介護保険課長 確かに、こちらの送付時期は8月の中旬ごろをめぐりにしておりまして、9月の当初から受付が始まります。紛失の可能性は少ないとはいえゼロではないとは思っており、その場合の対応も考えなければいけないと思っております。納入決定通知書とシルバーパスの購入が常に結びつかなくても、確認書という文書名であれば、ああシルバーパスを買うんだったらこれでということである程度紛失は避けられるのかなというふうに思っております。

諸岡委員 私も高齢者なので、このシルバーパスの対象者ですけども、私は今受け取っていないですけども、文京区でも4階のシルバーホールでそういう手続をしていますので、しばしばその場面に遭います。この前は非課税証明をもらうのに皆さんが戸惑ってしまっていて、大変混乱をしておりました。このように確認書ですか、何か発行していただければ高齢者は随分楽になるかと思えます。混乱も防げると思えますので、いい方法ではないかと思いました。

内山会長 ありがとうございます。どうぞ。

細山委員 賛成の立場で申し上げたいと思うんですけども、とかく今地方分権と言われていの中で、行政サービスの一環として市区町村でできるものはやるということであるならば、これは賛成していいというふうに考えております。

また、私は労働組合の代表ですけども、組合もやっぱり組合員の利益になるものというのはどんどん推進していこうという考えのもとでやっておりますので、これが本当に区民の、高齢者の方の利益につながるものであれば、それは躊躇なく推進してもらって構わないというふうに考えております。

内山会長 ありがとうございます。

中山委員 サービスという点で、非課税の方全員の、例えば17年度も非課税、20年度も非課税の方はどういう手続になるのか、参考までに教えてください。

須藤介護保険課長 これは20年度非課税であれば問題なく、それだけでシルバーパスは1,000円です。

中山委員 その場合は、非課税証明をやっぱり取りに行かなければいけないんですか。

須藤介護保険課長 こちらは介護保険の保険料が確定し7月に納入決定通知書というのが送られます。それで非課税という状態がわかりますので、それをお持ちいただいても大丈夫にな

っております。改めて非課税証明書を取ってもいいんですが、その納入決定通知書をご利用になっている方が多いです。

中山委員 そうすると、やはり介護保険の証明をもって、このシルバーパス事業というのが運用されているという実績はあると理解していいですね。

須藤介護保険課長 そうです。

今回の場合は、さかのぼって昔の書類を持っている人は大分少ないと思われることから、別に証明書類を交付するということです。

内山会長 3年前のものを持ってこいと言っているわけですから、それはなくなっている人もいるでしょう。だから、それをこういう形で証明して差し上げたら、70歳以上の方は随分手間が省けて助かるだろうという話です。

ただ、この確認書というものを見ますと、「本書類の再発行は一切できません」と大きく書いてありますよね。このままじゃないでしょうけれども、この証明書がなくても非課税証明書をもらえれば1,000円でパスを受けられますよというふうなことを説明しておかないと、我々でもこれを見ただけじゃ、もう無くしてしまえばこれで一巻の終わりのように思えてしまう。これはこの会の答申とは関係がないから取り越し苦労かとは思いますが、そんなことを思います。

中山委員 今、会長がおっしゃった本書類の再発行は一切できませんという部分があるので、来年確認するときはまたここで出さなければいけないということが起きるのかなというふうに思ったんです。

内山会長 それはそうです。これは平成20年度経過措置対象者用ですから、21年度はまた別のことになります。

もう1点、これはご本人の要求がなくても一律に送ってしまうという制度なんですか。

須藤介護保険課長 そうです。希望等をとるというよりも、対象になる方にはすべて送ってしまう形になります。

内山会長 そうですか。そういう場合にご本人の側が、そういうものをなぜ送ってくるのかというふうなことでご不審に思う方は今まではいらっしゃらなかったですか。

須藤介護保険課長 確認書の送付は初めてです。この内容からすると、ご自分にとっての利益となるもので、何でこんなものが出てきたのかというふうに思われる可能性は少ないかとは思いますが。

内山会長 なるほど。

中山委員 実は私が気になったのは、寝たきりの状態等でシルバーパス対象外の方にも、この確認書がいつてしまうんです。ですから、なぜうちにきたのということをお感じになる方は、やっぱりどうしても出てくるかなというふうには思います。心外に思われる方もいらっしゃるかなと心配はしたんですが、ただ、そこを振り分けることはかえってよくないんだろうなというふうには思っています。

内山会長 ただ、この中には、一応、お手数ですが、そういう場合には本書類は処分していただきますようお願いします、と書いてあり、その部分は全員がもらえるわけではありませんよとは書いてあるから、説明はされているのでしょうか。

中山委員 地方分権の話でご意見があって、私も同じように感じているんですが、そもそもこのシルバーパス発行業務そのものが区の福祉として、要するに市区町村に下りてくるような話ではなくて、東京都の話なんだと置いてよろしいのでしょうか。

須藤介護保険課長 もともとは東京都の事業です。

中山委員 私がそれを感じたのは、そもそも区の事業になれば、最初に会長がおっしゃった目的外利用には全く当たらないことになるんだろうなと思ったりしたものですから。

内山会長 いや、それでも当たります。課税情報を福祉などの、利用による利益しかないにしても、それを他に転用するということになると、条例でないとなるとだめだと思います。法令等の定めをつくればいいわけですから、そういう条例をつくればいいんでしょうけれども。

中山委員 介護保険料の算定のときに、地方税、要するに区民税を利用しているんだと思うんですが、これは目的外利用ではないんですか。

須藤介護保険課長 法令に定めがある業務に当たります。

内山会長 本件の場合、東京都との委託契約に基づくものだから、法令ではないからそれはできない、そこでこの審議会の答申を求めるとということのようです。

細山委員 委託というと委託料というのが発生するわけですよ。そうすると文京区の利益にもつながるといことなんですか。

須藤介護保険課長 利益まではいきません。例えばこのためにはシステム改修をしなければいけないんですが、その部分ですとか、封筒代とか郵送料、そういう経費は出しますよという形になっております。

内山会長 委託の経費を東京都が支出しますと書いてございますから、利潤までは文京区は期待できないのかもしれませんが。

中山委員 今のシステムでは、すぐにこのリストが出せなくて、出すためにはやはり何らか

の改修が必要なのでしょうか。

須藤介護保険課長 抽出まではできたとしても、抽出をする仕組みと、あと帳票類を出すためのフォーマットをつくったりとか、それを印刷するためのシステムの改修があります。

中山委員 わかりました。

内山会長 資料の第2号の東京都の福祉局長の最後の文末にもこんなことが書いてあります。「個人情報保護審議会等に諮問される場合は、本事務事業を委託する理由及び本事業の趣旨をご理解いただき、審議会において格別のご配慮をいただけますようお願い申し上げます」。東京都からもそのように口添えがある部分でございますが、ご発言をいただきましたが、このことについて、実施するということについて否定的なご意見はなかったように存じます。諮問については、これを実施するということが相当であるという趣旨の答申をするということに決定させていただいてよろしゅうございましょうか。

中山委員 この件に関して、シルバーパス事業が区民生活にとって非常に有意義であると思うので、推進するということに関しては賛成するんですが、似たようなことで東京都からやはり区の情報を使えるんじゃないかというふうなことになったときには、個別にやっぱり審議しなければいけない話なのかなというふうには理解しています。

内山会長 そうですね。それはもともとこの文京区の条例に個別に「あらかじめ運営審議会の意見を聞かなければいけない」と書いてございますから、妥当でないような運用が行われるということがあれば、その際にご意見をいただければいいということです。

それではいかがでしょうか。諮問についての答申は、本件については相当であるという意見をまとめたいと存じますが、案文が事務局のほうでできているようでございますので、案文を読んでいただいて、何かあればそれを修正していただくという形で、最終の答申案文についての審議をしていただきたいと存じます。

そうしますと、これは答申案文ですから、本来はこの会のほうで読み上げなければいけないところでございましょうが、恐れ入りますが、この案文を読み上げていただくということでお願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、読み上げさせていただきます。

「答申書、平成20年5月16日付20文企広第81号による平成20年度諮問第1号について、下記のとおり答申します。

記

文京区個人情報の保護に関する条例第14条は、区が保有する個人情報について登録した保

有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて利用することを一定の要件を満たす場合にのみ制限している。これはむやみな個人情報の使いまわしなどを制限することにより、個人情報の利用における本人同意の原則を確認し透明性を確保する趣旨であると考えられる。

ところで、同条は第2項第3号で、区民の福祉の向上を図るため、法令に基づく適正な業務執行として行う場合は目的外利用を認めており、上記個人情報の利用制限においても一定の要件のもとで区民福祉の向上に配慮すべきこととされているところである。

本件目的外利用については、利用目的が明確であり、目的外利用をした結果が本人に直接通知されることから、利用状況の透明性は確保されているということが出来る。また、シルバーパスの対象者は70歳以上の高齢者であることから、申請手続の簡便性など、申請者の負担を軽減することが制度目的を達するための前提として要請されていると考えられる。したがって、税制改正に伴う経過措置という例外的な状況のもとで非課税証明を取得することが困難な場合に、これに変わるものとして介護保険業務に係る個人情報を利用し申請者の利便性の向上を図ることは、区民の福祉向上の観点からやむを得ないものとする。

以上により、本件諮問に係る目的外利用は妥当であると判断する。

なお本件目的外利用においては利用結果が本人に直接通知されることから、目的外利用をしたことの本人通知は必要ないものと認める。」

以上でございます。

内山会長 ありがとうございます。

明らかな誤りがありますので、ご意見をいただく前に私のほうから指摘をしますけれども、3行目ですか、前の行からいきますと「一定の要件を満たす場合にのみ制限している」のではなくて、「一定の要件を満たす場合を除き、これを制限している」のですよね。一定の要件を満たす場合にのみ目的外利用を制限しているわけではない。逆ですよ。ほとんどやっちゃいけないんだけど、一定の制限があればやってもいいと書いてあるので、趣旨が違っている。ここは直していただいたほうがいい。

突然長文を読み上げていただきましたので、にわかにご判断いただきがたい部分もあるかと思いますが、この段階でご意見をいただければと存じますが、いかがでございましょう。

要するに、この答申文の下から3行目を除く部分が、目的外利用について審議会の意見を聞くという部分で相当であるという意見で、下から2行目の部分が、14条の3項に目的外利用をしたときは一々その旨を本人に通知しなければならないという規定があるわけですが、これの除外をすることについての答申ということになります。

中山委員 会長が最初にそのことをご指摘くださったので、私もここについてはそうだなと思ったんですが、答申書の最後の「目的外利用したことの本人通知は」のところに、「14条第3項に基づく通知は」というふうな根拠規定のようなものは書いておかなくていいんでしょうか。

内山会長 いいかどうかという意味では、明確にされたほうがいいように思います。根拠規定をつけ加えていただくということにご異議がなければそのようにさせていただきたいと思えます。

個人的な考え方として、下から4行目の「区民の福祉向上の観点からやむを得ない」は、やむを得ないんじゃないじゃなくて相当なのかもしれないかなというふうに思ったりもしますけれども、やってあげたほうがいいじゃないかと。しょうがないじゃないかという言い方のほうがいいのか、どんどんやったほうがいいのかという、そこら辺のニュアンスの問題ですから、私はこれを訂正していただきたいというふうな意見は申し上げませんが、個人的にはこういう制度は、もし個人情報保護条例みたいなものがなければ、どんどん行政は独自の判断でやっていた仕事だと思いました。

でも、審議会からすれば「やむを得ない」という表現のほうがむしろいいのかもしれませんが。

言ってみれば、区民の福祉向上の観点から相当なものと考えerというようにすることにするかどうかだと思います。そこら辺のニュアンスのことは、個人的な趣味の問題もありますから、それこそ委員の皆さんの意見も伺った上でのことで、会長一任というわけにはいかないかなと思っている部分なので、そこだけ、ご意見があればご発言いただきたいと思いますが。

中山委員 本件に関しては相当であるということで、ほかのときにはケース・バイ・ケースでかけなければいけないときは当然出てくるというふうには思っています。

内山会長 では本件は諮問第1号に対する答申ということですから、このシルバーパス事業に関して、東京都から依頼を受けた事務についてはそのように処理するということについて、「やむを得ない」のではなくて「相当である」と考えると。

あとは、「目的外利用は妥当であると判断する」というようなことになりまして、最後の部分は「目的外利用をしたことについて条例第14条3項ただし書きに基づく通知は必要ないものと認める」というような体裁にさせていただいて、答申とするということにさせていただきたいと思いますが、そのようにお諮りしますが、いかがでございましょう。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で答申をつくらせていただきまして、別途答申の成文については事務局から各委員にお送りさせていただきます。多少のてにをはの表現については、私に一任をさせていただくということにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのように答申をするということに決させていただきます。

(2) 制度運用状況の報告(定例報告)

次の議事に進みたいと存じます。

議事の第2番目ということになりますが、定例報告ということでございます。広報課長さんからご説明をいただけるということですので、よろしくお願いたします。

齊藤広報課長 それでは、平成19年度運用状況の定例報告ということですので、資料4の1号からになりますけれども、報告をさせていただきます。

資料4の1号でございます。これは情報公開請求件数とその内容でございます。

まず、4の1の1枚目をごらんください。19年度の公開請求件数でございます。一番右端の合計欄、ここの区長部局から区議会までにおきまして328件という情報公開件数でございます。前年はこの件数が495件ということでした。15年は149件、16年度が157件、17年度は275件ということで、昨年は相当ふえたということでご報告をさせていただきました。19年度はそれから少し落ちまして328件ということでございますが、今までの過去の件数からいきますと、まだ情報公開請求の件数が多いということでございます。特徴的なことを申し上げますと、18年度にはなかった区長部局の請求件数で、男女協働子育て支援部、これが10件となっておりますが、一昨年はゼロでございました。それから、保健サービスセンター、同じく8件ありましたけれども、それも一昨年ゼロ、それから資源環境部35件でございますが、一昨年は3件ということで、情報公開請求が出ております。

具体的内容は別紙にございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料第4の2号でございます。これは同じく個人情報開示等の請求件数の概要でございます。同じく19年度は右下のほうにございますけれども、合計件数で56件、前年は68件、15年度が40件、16年が61件、17年が77件ということで約60件程度で推移をしてございます。請求の内容は裏面のとおりです。

続きまして、資料第5号でございます。これは情報公開条例で定められた報告案件でござい

まして、公開条例の22条では一定の資料について公表することが義務づけられており、区の行政計画や附属機関の会議録、その資料等が中心になっております。

裏面は23条にかかわる公表する努力義務が課せられているものということで、統計資料や各種調査資料、各所管の事業概要などが対象になっております。

続きまして、資料第6号でございます。これは個人情報の業務登録の登録状況ということで報告をさせていただいております。9条関係でございますが、個人情報の業務登録数、それから個票件数が入っております。登録数は457件ということで、前年が436件、その前が432件ということで少しずつふえているという状況でございます。

それから、その下は9条の2関係で個人情報のファイル登録数です。1,000件を超える検索可能な個人情報の集合物について平成17年度から制度化されまして、ここに登録されているものでございます。本年度は91件、前年が86件、その前の年で83件ということで少しずつ増えているという状況でございます。

裏面は新規に業務登録されたものです。今回22件ありますが、5番から16番まで子育て支援課の業務がございます。これは下の登録業務の廃止のところにある児童手当等の給付事業を20年3月31日で業務の再編ということで廃止をしまして、新たに5番から16番の内容で別途登録したものです。ということで、件数のほうは少しことし増えてございます。

続きまして、資料第7号でございます。これは外部委託の実績ということで、条例の12条にかかわる報告でございます。文京区では審議会への報告事項になっておりまして、データの処理、施設の管理、文書の大量発送等の業務について業務委託がされてございます。今年度は41件の業務が報告をされております。

続きまして、資料8号でございます。これは平成18年度から指定管理者制度を区のほうで導入いたしまして、指定管理者制度の適用施設ということで報告をさせていただいております。12施設を指定管理者制度によって運営をしているというものでございます。

続きまして、資料第9号でございます。これは先ほどちょっとお話にも出ましたけれども、目的外利用した業務の一覧ということで、法令や審議会の意見を聴いて目的外利用を認められたものについて、区の内部において本来業務以外の業務に利用しているものの一覧でございます。内容的には18業務でございます。

続きまして、資料第10号でございます。これは外部提供をしたものでございます。これも同じように法令や審議会の意見を聴いて、区の機関以外へ個人情報を提供したものでございます。この外部提供につきましては14件が報告をされております。前年は17件ということでござい

した。

続きまして、資料第11号でございます。これは外部結合による個人情報の提供について報告をさせていただくものでございます。実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供するというものは、ここがございます住民基本台帳ネットワーク、これだけでございます。1件ということでございます。

なお、参考資料として住基ネットワークによるデータ提供件数、住民票の写しの広域交付件数などを報告させていただいております。なお、住民基本台帳ネットワークについて苦情については、昨年、ございませんでした。

続きまして、平成19年度の不服申し立て処理状況でございます。救済申出の40号事件は平成18年度に受理したもので、今回それにあわせて報告をさせていただいております。19年度は、43号事件の協議会要点筆記の非公開決定、それから45号事件の建築紛争に係るあっせん資料非公開決定、この2件について救済申出がございました。なお、救済申出の取り下げがございましたので、44番の番号は一つ飛んでございます。

裏面は取消訴訟の案件でございます、平成19年11月16日に東京地裁で請求棄却判決を受けまして、原告が控訴しないということで確定したものでございます。

私どもの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

内山会長 ありがとうございます。

ご質疑があればいただきます。

広域連合の結合はしていないんですか。

齊藤広報課長 去年の前の報告でシステムの説明をさせていただきますが、通信回線は直接つながっていないということです。

内山会長 つながっていないんですか。

齊藤広報課長 はい。広域連合側の端末が区にあるんですけども、その端末へのデータの入力は記録媒体で処理する、回線をつないでいないということです。

内山会長 なるほど。

中山委員 広域連合は今年度からですね。

齊藤広報課長 そうです。

中山委員 今年度の報告の中のどこかに外部提供の一つとして出てくるんですか、何かで出てくるんですか。

齊藤広報課長 来年度委託業務としてご報告することになります。

中山委員 不服申し立て処理状況の中で、事件番号40番で勧告ありというのが出ているんですが、実際には情報公開・個人情報保護審査会で勧告が出た直後に開示がされているということとでよろしいでしょうか。

齊藤広報課長 私どものほうから実施機関及び救済申立人に対して審査会の結論を伝え、所管課で開示しています。

中山委員 1年前になるかもしれませんが、事件番号39番でもやはり勧告が出ていたみたいで、それも開示は昨年度されたというふうに理解してよろしいですか。

齊藤広報課長 やっています。

中山委員 それもできるだけ速やかに開示は実施されたということですか。

齊藤広報課長 はい。

中山委員 わかりました。

内山会長 ほかになければ、ただいまの報告をもって報告は承ったということにさせていただきます。

(3) その他の報告事項

内山会長 議事の第3番目、その他、「介護保険業務にかかわる個人情報の外部提供の結果について」ということとでございます。これもご報告をいただくということです。

齊藤広報課長 それでは、その他の事項ということで報告をさせていただきます。

皆さんに今お配りした資料を開いていただきますと、研究報告ということで介護保険サービスの利用による要介護度の悪化防止への影響分析という論文がございます。この審議会で承認いただいて情報提供したものが首都大学の教授と私どもの職員により研究発表されております。新しい方もいらっしゃると思いますので、簡単にこの内容を補足させていただきたいと思っております。

介護保険業務にかかわる個人情報の外部提供ということで審議会で了承いただいたものについて、その研究成果の報告がありましたのでご報告します。

審議会には平成18年3月28日に諮問がされました。そして、4月14日に答申をいただきまして、外部提供について差し支えないという答申をいただいたものでございます。

提供した情報でございますが、平成15年4月から16年までの1年間の介護保険申請をした者で、認定結果が要支援及び要介護1であった者に関する平成18年3月までの介護保険サービスの利用状況のデータでございます。これは氏名、住所等の個人識別情報は除いてございます。これを首都大学東京の大学院保健科学研究科へ情報提供しました。

利用目定は、軽度要介護者の要介護度の悪化の要因を明らかにしていきたいということでございました。

この答申では、提供する情報に個人が識別される情報は含まれないこと。また、一方で文京区の介護保険事業に関して貴重な基礎資料を提供することになり、研究成果が今後の介護予防事業の中に還元される、そういうことが期待されるということでご了解いただいたものでございます。

今、お配りしたものはその研究成果としまして、「公衆衛生情報」2008年3月号（財団法人日本公衆衛生協会）の中に論文が発表されたものでございます。研究者は今ここに書いてあるお二人でございます。分析結果として訪問介護が月6回以上の利用者は悪化の割合が低いとか、そういったことがいろいろ分析されております。

なお、この区のほうから提供したデータについては廃棄をしたということでご報告をいただいているところでございます。前回の審議会の中でも委員の方からその後どうなったのかということでご質問がありましたが、まだその時点ではこういった成果が出ておりませんでした。今回報告が来ましたので報告させていただきました。

内山会長 ありがとうございます。

そこまで報告をいただいたことと、廃棄をしたということについて口頭ではなくて、区と情報提供者との間だけで結構だとは思いますが、文書でいただいていた方がいいと思います。審議会ですらそういうことに懸念があるというふうなことも付した上で同意をしたというふうなことがありましたので、このとおり終わらして、情報は廃棄しましたということで提供した方からそのような報告をいただきたいと思います。この審議会に報告をするまではいいと思いますけれども、書面でとっていただきたいと思います。

中山委員 当時いろいろと学術目的で提供するかどうかということで皆さんと議論していて、ちゃんと学術論文となって、目的外利用によって成果が受けられた、きっちりとした形でまとまったということは非常にいいことだと思っていますので、よかったなと思っています。

内山会長 それでは、ただいまのことについても報告をいただき、了承したということにさせていただきます。

本日の予定されている議事は以上でございます。

これできょうの審議会を閉じるということにさせていただきたいと思います。長時間熱心なご議論ありがとうございました。